

吉野川市監査委員公表第2号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第9項の規定に基づき、令和7年度財政的援助団体等監査の結果を次のとおり公表する。

令和8年3月24日

吉野川市監査委員 乾 郁 夫

吉野川市監査委員 枝 澤 幹 太

令和7年度 財政的援助団体等監査結果報告書

第1 監査の対象

1 中山間地域交流拠点施設及びふれあい公園の指定管理業務

特定非営利活動法人T a n e を指定管理者とする令和6年度吉野川市中山間地域交流拠点施設及びふれあい公園の指定管理業務に関する出納その他の事務の執行

2 鴨島南児童館の指定管理業務

学校法人鴨島学園を指定管理者とする令和6年度鴨島南児童館の指定管理業務に関する出納その他の事務の執行

3 八坂児童館の指定管理業務

株式会社F C徳島を指定管理者とする令和6年度八坂児童館の指定管理業務に関する出納その他の事務の執行

第2 監査の期間

令和8年1月9日から令和8年2月19日まで

第3 監査の方法

出納その他の事務の執行については、収入事務、支出事務が関係法令等に照らし合わせて適正になされているかどうかに着目し、事業等の実施については、経済性、効率性及び有効性に十分配慮されて実施されているかどうかに着目して監査を実施した。

監査に当たっては、提出書類及び関係書類等を突合したほか、必要に応じて関係者に説明を求めるとともに、定期監査の結果をも考慮した。

第4 監査の結果

1 全体事項

出納その他の事務の執行については、おおむね適正に処理されていたが、一部の事務事業において改善又は検討を要する事項が見受けられた。このため、当該事項については、口頭により関係職員に改善又は検討を求めた。

2 個別指摘事項

個別の指摘事項は、次のとおりである。

なお、当該指摘事項について措置を講じたときは、地方自治法第199条第14項の規定に基づき、その旨を監査委員に報告すること。

(1) 特定非営利活動法人T a n e

ア 吉野川市中山間地域交流拠点施設条例施行規則では「交流拠点施設の利用の許可を受けようとする者は、中山間地域交流拠点施設利用許可申請書を提出しなければならない」旨定めているが、利用者が申請書を提出していなかった。

イ 吉野川市中山間地域交流拠点施設及び吉野川市ふれあい公園指定管理者令和6年度協定書では、施設賠償責任保険の加入について規定されているが、実際の契約内容を確認したところ、公園に係る補償額が協定書の基準を満たしていなかった。

(2) 学校法人鴨島学園

児童福祉施設の設備及び運営に関する基準第6条第2項では、「避難及び消火に対する訓練は、少なくとも毎月一回は、これを行わなければならない」旨定めているが、実施できていない月があった。

(3) 株式会社F C徳島

ア 児童館管理業務の適正な実施を確保するためには、管理経費の収支状況を正確に把握し、報告する必要があるが、支出に係る会計年度の誤りや現金出納帳と資金収支決算書における科目別の合計額に不一致が生じていた。

イ 児童福祉施設の設備及び運営に関する基準第6条第2項では、「避難及び消火に対する訓練は、少なくとも毎月一回は、これを行わなければならない」旨定めているが、実施できていない月があった。

(4) こども未来課

児童館管理業務の適正な実施を確保するためには、管理経費の収支状況を正確に審査する必要があるが、支出に係る会計年度の誤りや現金出納帳と資金収支決算書

における科目別合計額の不一致を審査できていなかった。

第5 結果に基づく意見

地方自治法第199条第10項の規定に基づき、監査の結果に関する報告に添えて、次のとおり意見を提出するので、今後の事務処理の参考とされたい。

1 条例・施行規則及び協定書等の遵守について

指定管理業務については、条例、施行規則、協定書及び仕様書（以下「条例等」という。）において詳細な定めがあるが、これらに適合しない業務執行が見受けられた。これは、指定管理者が条例等の確認を怠ったまま業務を実施したこと、及び所管課がその状況を適切に把握・是正できていなかったことに起因するものと考えられる。

指定管理者においては、公の施設の管理を担う者として条例等を遵守する意識を再醸成し、適切な事務を執行されたい。また、所管課においては、指定管理者に対し適切な指導を行うとともに、履行状況の確認を徹底されたい。

2 市と指定管理者の適切な連携とモニタリングの強化について

指定管理者制度の導入後においても、市が施設の設置者として負うべき責任が軽減されるものではない。市は、施設の設置目的に沿ったサービスが提供されているか、また、適切かつ安全な施設管理が確実に行われているか等について、指定管理者と緊密に連携し、モニタリング（点検・評価）機能を有効に働かせる必要がある。

本制度は、民間の知見活用によるサービス向上やコスト削減を目的とするものではあるが、管理運営を指定管理者に委ねきりにすることは、サービス水準の低下や不適切な会計処理を招くリスクがある。

そのため、所管課は指定管理者の取組状況を的確に把握し、必要に応じた指導・助言を行うなど、両者の適切な連携のもと、市民サービスの更なる向上と管理運営の効率化に努められたい。